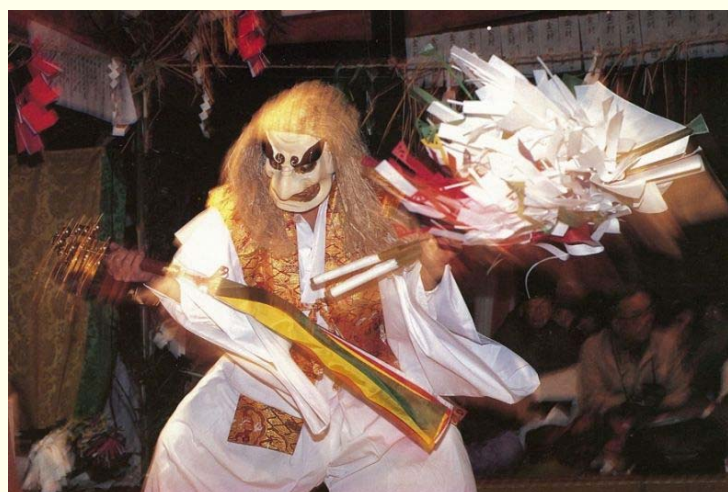


平成 2 7 年度

九州食料・農業・農村情勢報告

九州農政局



平成 2 8 年 8 月

農林水産省

表紙の写真

世界農業遺産に認定した高千穂郷・椎
葉山地域の伝統文化「神楽」
(トピックス編 P29参照)

写真提供：宮崎県

フード・アクション・ニッポン アワ
ード2015の大賞を受賞した(有)三清屋
の薩摩黒豚
(トピックス編 P22参照)

写真提供：(有)三清屋

は じ め に

農林水産省では、「農林水産業・地域の活力創造プラン(平成26(2014)年6月改訂)」、新たな「食料・農業・農村基本計画」(平成27(2015)年3月31日閣議決定)に基づき、「強い農林水産業」と「美しく活力のある農山漁村」の実現に向けて農政改革を進めてきたところです。

こうした中、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉は、平成27(2015)年10月5日大筋合意に至り、平成28(2016)年2月に関係国間で署名がなされました。

本合意を受け、農林水産省では、TPP総合対策本部が平成27(2015)年11月に策定した「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえ、各地で説明を行うことにより、生産現場での懸念と不安の払拭に努めてまいりました。

また、新たな国際環境の下で、次世代を担う生産者が夢と希望を持って経営発展に取り組めるよう、体質強化対策や経営安定対策を講じるなど、国内対策を進めているところです。

一方、平成28年度に入り、4月14日と16日に最大震度7を記録した平成28年熊本地震は、農林水産業にも甚大な被害をもたらしました。

農林水産省では、被災された農林漁業者の方々が一日でも早く経営再建に取り組めるよう、5月9日及び18日に公表した支援対策を推進しているところです。

本情勢報告は、こうした農政改革を推進している中での、平成27年度における九州地域の食料、農業、農村の動向を、事例を紹介しながら取りまとめたものです。

また併せて、トピックス編において、平成28年熊本地震についても、平成28年8月1日時点での被害概要と復興に向けた支援等について紹介しています。

最後に、本報告書が広く活用され、九州の農業や農村の現状等についてご理解を深めていただき、地域発展の一助となれば幸いです。

また、資料の収集や調査等、本報告書の作成に当たり多大なご協力をいただきました方々に対しまして、心より感謝を申し上げます。

平成28年 8 月

九州農政局長 金丸 康夫

目

次

トピックス編

1	熊本地震の被害状況と復興	3
2	日本産農水産物・食品輸出商談会inバンコク2015	13
3	茶の輸出促進のための病虫害防除について	15
4	次世代施設園芸「大分県九重町」の整備	18
5	加工・業務用野菜流通セミナー（九州ブロック）の開催	20
6	有限会社三清屋の「薩摩黒豚」が フード・アクション・ニッポン アワード2015の大賞を受賞	22
7	国営緊急農地再編整備事業「駅館川地区」に着手	24
8	活発な火山活動と九州農業を直撃した台風被害	26
9	高千穂郷・椎葉山地域（宮崎県）が世界農業遺産に認定	29

動 向 編

第1章	九州農業の動向	35
1	農林業センサスにみる九州の農業構造の変化	35
(1)	農業経営体	35
(2)	販売農家	39
2	農業経営の動向	42
(1)	農業産出額	42
(2)	農業経営収支（個別経営1経営体当たり）	42
(3)	集落営農	43
3	農畜産物の動向	44
(1)	水稻の生産状況	44
(2)	麦の生産状況	44
(3)	大豆の生産状況	45
(4)	かんしょの生産状況	45
(5)	野菜の生産状況（指定野菜14品目）	45
(6)	果樹の栽培状況	46
(7)	茶の生産状況	46
(8)	さとうきびの生産状況	46
(9)	畜産の飼養状況（27年2月1日現在）	47
第2章	食料自給率向上と食の安全の確保に向けた取組	49
1	TPP大筋合意後の対応	49
2	食料自給率の向上を目指して	50
3	食育と地産地消の推進	53
(1)	食育の推進	53
(2)	九州の豊かな農畜産物の地産地消を推進	55
4	食の安全と消費者の信頼確保	56
(1)	農業生産工程管理（GAP）の推進	56
(2)	家畜の伝染性疾病への対応	57
(3)	効率的・効果的な病虫害防除に向けた取組	58
(4)	米穀等の適正流通確保に向けた取組	60
(5)	適正な食品表示に向けた取組	61
(6)	消費者に対する情報提供とニーズの把握	62
5	自然災害による農業関係被害の発生と対応	64
第3章	農業の持続的発展に向けて	65

1	人と農地の問題を解決する取組	65
(1)	「人・農地プラン」の作成状況	65
(2)	新規就農者の育成確保	65
(3)	認定農業者の現状	68
(4)	農業経営の法人化等	69
(5)	農村女性の活動の促進に向けた取組	72
(6)	農地の流動化と面的集積の推進	74
(7)	農地整備（水田）を契機とした担い手への農地利用集積	75
2	経営所得安定対策等の取組	77
(1)	経営形態別加入申請状況	77
(2)	交付金別加入申請状況	77
(3)	対象作物別の作付計画面積	78
3	農業農村整備等の展開	80
(1)	国営事業の実施状況	80
(2)	農業水利施設等の適切な更新・保全管理	80
(3)	水田の整備状況	81
(4)	畑の整備状況	82
(5)	農村地域の防災・減災対策	83
4	農業所得増大に向けた取組	84
(1)	農山漁村の6次産業化の取組	84
(2)	農林水産物・食品の輸出拡大の取組	87
(3)	地理的表示を活用した地域ブランドの振興	88
5	九州における農産物の生産振興・消費拡大	91
(1)	米	91
(2)	麦類	93
(3)	大豆	95
(4)	野菜・果樹	96
(5)	花き・茶・葉たばこ・いぐさ	100
(6)	さとうきび・でん粉原料用かんしょ	105
(7)	畜産	107
(8)	飼料作物等	108
(9)	技術開発・普及の動向	112
6	環境保全型農業への取組	115
(1)	環境保全型農業直接支援対策の実施	115
(2)	エコファーマー認定取得の状況	116
(3)	有機農業の推進	116
第4章	地域資源を活かした農村の振興・活性化	118
1	農山漁村の活性化に向けて	118
(1)	農山漁村活性化の取組	118
(2)	訪日外国人旅行者（インバウンド）の受入拡大	121
(3)	農業と医療・福祉との連携	127
2	農業・農村機能の維持と地域資源の保全	128
(1)	農業・農村の持つ多面的な機能	128
(2)	中山間地域等の活性化に向けて	130
(3)	農地・農業用水等の保全管理の現状と取組	133
3	荒廃農地の現状と解消に向けた取組	135
(1)	耕地面積と耕地利用率	135
(2)	荒廃農地解消の取組	136
4	鳥獣被害とその対策	138
5	エネルギー生産への農山漁村の資源の有効活用	141
(1)	再生可能エネルギー導入の取組	141

(2) 小水力発電等の再生可能エネルギーの有効利用に向けて	143
(3) 豊富なバイオマス資源を活かして	144

巻末資料

I 平成27年度（第54回）農林水産祭参加表彰行事の農林水産大臣賞受賞者一覧	149
II 参考付表	153

トピックス編

1 熊本地震の被害状況と復興

(1) 熊本地震の概要

平成28（2016）年4月14日21時26分、熊本県熊本地方の深さ11kmで、マグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町^{ましきまち}で最大震度7を観測しました。

4月16日1時25分には、同地方の深さ12kmで、マグニチュード7.3の地震が発生し、熊本県益城町、西原村^{にしはらむら}で最大震度7を観測しました。

4月14日以降、熊本県熊本地方、阿蘇地方、大分県中部にかけて広い範囲で地震活動が活発となり、最大震度5弱以上の地震が19回、震度1以上の地震が1,944回発生（8月1日現在）しました。

4月15日、気象庁は、この熊本県から大分県にかけての一連の地震活動を「平成28年（2016年）熊本地震」（以下、「熊本地震」という）と命名しました。

平成28年4月14日の熊本県熊本地方を震源とする地震の概要(気象庁発表)

地震の概要

検 知 時 刻 : 4月14日21時26分

（最初に地震を検知した時刻）

発 生 時 刻 : 4月14日21時26分

（地震が発生した時刻）

マグニチュード : 6.5（暫定；速報値6.4から更新）

場所および深さ : 熊本県熊本地方、深さ11km（暫定値；速報値約10kmから更新）

発 震 機 構 : 南北方向に張力軸を持つ横ずれ断層型（速報）

震 度 : 【最大震度7】熊本県益城町で震度7、熊本県熊本市、玉名市、西原村、宇城市で震度6弱を観測したほか、中部地方の一部から九州地方にかけて震度5強～1を観測。

平成28年4月16日の熊本県熊本地方を震源とする地震の概要(気象庁発表)

地震の概要と津波警報等の発表状況

検 知 時 刻 : 4月16日01時25分

（最初に地震を検知した時刻）

発 生 時 刻 : 4月16日01時25分

（地震が発生した時刻）

マグニチュード : 7.3（暫定；速報値7.1から更新）

場所および深さ : 熊本県熊本地方、深さ12km（暫定値；速報値約10kmから更新）

発 震 機 構 : 北西-南東方向に張力軸を持つ横ずれ断層型（速報）

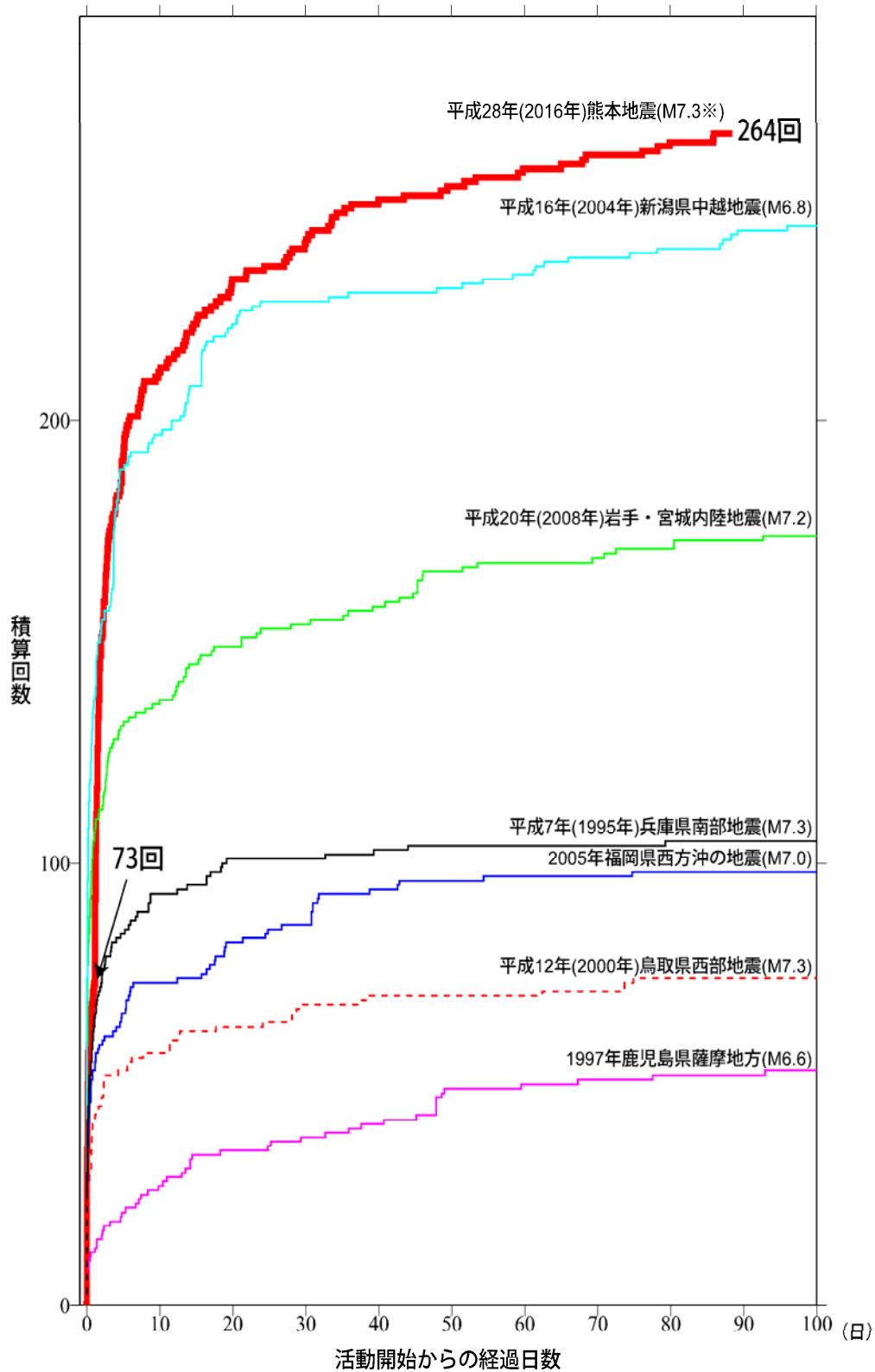
震 度 : 【最大震度7】益城町宮園、西原村小森で震度7、熊本県南阿蘇村、菊池市、宇土市、大津町、嘉島町、宇城市、合志市、熊本市で震度6強を観測したほか、東北地方の一部から九州地方にかけて震度6弱～1を観測。

(参考) 熊本地震に伴う地震回数の状況

内陸及び沿岸で発生した主な地震の
地震回数比較 (マグニチュード3.5以上)

全国資料

2016年07月12日08時30分現在



※この資料は速報値であり、後日の調査で変更することがあります。
 ※今回の地震は4月14日21時26分の地震からの経過日数及び積算回数を示している。
 ※今回の地震は主に熊本県熊本地方の地震の積算回数を示している。
 ※今回の地震のマグニチュードについては、これまでの最大を示している。

気象庁作成

（２）熊本地震の被害状況（農林水産業の主な被災状況）

熊本地震により、熊本県を中心とした九州各地で農業経営の生産基盤である農地や農業用ハウス、畜舎、水利施設等の被害が発生しました。

ア 農作物等

既に作付けされていた農作物に土が被る被害が発生したり、メロンやトマトの一部落下被害、いちご（高設）やレタス等にも枯死被害が発生しました。

一番茶では、適期を逃したことから収穫できなかった地域も発生しました。

イ 畜産

畜舎等の施設や設備が全壊又は一部損壊したほか、牛などの家畜が死亡する被害も発生しました。地震の発生直後は、道路事情により集乳できない地域が発生したり、多くの乳業工場が操業を停止する被害も見られました。

ウ 共同利用施設

野菜の集出荷施設では、外壁や選果ライン等が破損・停止したことにより、人手による選別が行われたり、一部の作物では他の選果場へ委託して出荷するなどの応急的対応が実施されました。

ライスセンターやカントリーエレベーターでは、ベルトコンベアーの破損や昇降機の歪み、配管の外れや落下、支柱基部の損傷等が発生しました。麦類の収穫時期を迎えていたことから、修理が間に合わず、他地域の施設を活用して集荷処理を行う等の対応が実施されました。水稻の育苗施設では、水まきができず枯れた苗を廃棄する被害が発生したり、倉庫においても保管されていた米袋が倒壊・破損し、散乱する被害も発生しました。

エ 農業用ハウス

高設栽培ベンチで生産されていたいちごや、棚やベンチで栽培されていたカーネーションやレタスなどは、地震によるベンチの傾斜・倒壊、施設内の配管損傷等により養液や給水が停止してしまったため作物が枯死し、出荷できなくなる被害がありました。また、ハウスの加温用に設置されていた燃料タンクが傾く等の被害も散見されました。

オ 農地・農業用施設

農地（田・畑）においては、法面^{のりめん}の崩壊、農地の亀裂・沈下、液状化等の被害が発生し、農業用施設では、ため池の堤体損傷や用排水路の損傷が発生しました。

農業集落排水施設においても、破損が発生したり、海岸施設でも、海岸堤防のクラックや沈下等が確認されました。

周辺住民の安全確保の観点から、被災したため池の一部では水位を低下させ、シート等で堤体を保護するなどの措置を講じました。

農地の亀裂や農業用施設の損壊により、水稻の作付けが困難となった地域にあっては、水田の水が確保できないことから、水稻以外の作物の作付けを検討するなど営農再開に向けて、関係機関との調整が進められました。



耕地の崩落



洋ランベンチ倒壊、灌水設備損壊による枯死

カ 林野関係

山腹が大規模に崩壊して土砂が地域の主要道路へ流れ込む被害や、治山施設の一部損壊等が発生したことから、地震直後からヘリコプターを使用した上空調査が実施されました。

さらに、森林地区の被害実態をより詳細に把握するため、航空レーザを使用して地形の亀裂箇所を特定できる緊急調査も始まりました。

また、林道の路面に亀裂や沈下が発生し、木材加工の施設にも一部損壊等の被害が出ました。

キ 水産関係

漁港においては、防波堤や護岸等の一部破損等の被害が発生しました。このほか、共同利用施設（荷さばき所等）の一部破損や、飼育用水槽の排水管が破損したことによるアユ等の^{へいし}斃死、錦鯉等の養殖池の破損、及び上流域で発生した土砂が漁場へ堆積しアサリが死滅する被害が発生しました。

ク 卸売市場

熊本市田崎市場の青果棟及び水産物棟においては、卸売場等の一部が破損、他の市場においても事務所被害等が発生しました。



畜舎倒壊の被害



卸売市場施設の被害

農林水産省は、平成28年7月28日12時00分現在での熊本地震による農林水産業関係被害の状況として、被害額の合計1,491億2千万円と公表しました。

農林水産関係被害の概要（平成28年7月28日12時00分現在）

区分	主な被害	被害数	被害額 (億円)	被害地域 (現在7県から報告あり)
農作物等	農作物の損傷	350ha	2.6	熊本県、大分県
	家畜の斃死等	541,330頭羽他	9.9	熊本県、大分県
	共同利用施設の損壊等	225箇所	196.6	熊本県、大分県、宮崎県
	農業用ハウスの損傷	171件	11.8	熊本県、大分県、宮崎県
	畜舎等の損壊	1,183件	128.8	熊本県、大分県、宮崎県
小計			349.7	
農地・農業用施設関係	農地の損壊	11,696箇所	278.3	福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	農業用施設等の損壊	5,260箇所	434.9	
	(農業用施設:ため池、水路、道路等)	5,187箇所	397.1	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	(農地海岸保全施設)	70箇所	35.0	
	(農村生活環境施設:集落排水施設)	3箇所	2.8	
小計			713.2	
林野関係	林地の荒廃	433箇所	347.8	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
	治山施設	36箇所	26.6	熊本県、大分県
	林道施設等	1,686箇所	12.9	佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県
	木材加工流通施設及び特用林産物施設等	30箇所	8.1	福岡県、熊本県、大分県、宮崎県
小計			395.4	
水産関係	養殖施設	121件	2.7	熊本県
	水産物	14件	1.6	熊本県、大分県
	漁場	1件	1.1	熊本県
	漁港施設等	18漁港	19.2	熊本県、大分県
	共同利用施設	17件	8.2	熊本県
小計			32.8	
合計			1,491.2	

資料:農林水産省HP公表資料から作成(8月1日公表資料)

(3) 九州農政局の支援

熊本地震の発生以降、九州財務局、九州総合通信局、熊本国税局、九州森林管理局及び九州農政局からなる国出先機関支援チームは、市町村の災害対策本

部業務や、罹災証明書の発行に必要な住家被害認定調査の現地作業及び市町村の窓口業務を支援するため、4月22日から6月5日まで延べ2,267名が被災地へ出向きました。このうち、九州農政局及び他の地方農政局から1,061名が支援業務に従事しました。

このほか、農地・農業用施設等の災害支援については各地方農政局等から、8月1日までに延べ800名を超える農業土木技術者を市町村に派遣しました。

食料については4月17日から25日に204万食等、4月26日から5月6日に59万食等の支援を実施しました。最初の3日間はパン、カップ麺などカロリーを重視した食品を供給し、以降はバリエーションを増したり被災自治体からの要請や被災者のニーズに合わせた供給支援を行いました。

日本通運^{とす}鳥栖流通センターと福岡市旧青果市場跡地は、食料支援の輸送中継地として活用され、九州農政局福岡県拠点と佐賀県拠点から、延べ79名の職員がそれぞれの中継地へ赴き、物資情報の把握や荷役に携わりました。

一方、熊本市内の各区役所においても、大量の支援物資が集積する中、九州農政局から延べ80名が物資の積み下ろしや仕分け、個人別配布の作業支援に携わりました。

4月22日から24日は、九州農政局から延べ24名が参加し、益城町内の避難所にてJAグループ女性部とともに、炊き出しの支援を行いました。



車体に、「緊急物資輸送車両」と掲示して、輸送中継地に到着したトラック



支援物資を積載し、輸送中継地に到着したトラック



輸送中継地にて支援物資の積み替え作業



トラックの荷台からパレットへの積み替え作業



市町村の集積所から各避難所へ支援物資を配送するための積み込み作業



市町村に届けられた複数の支援物資を仕分け・整理する作業



自治体職員と同行して、罹災証明書の発行に必要な住家被害認定調査の作業



JAグループと協力して実施した炊き出しの支援作業

平成28（2016）年熊本地震における農政局等の主な支援内容

（6月30日現在）

支援者の組織名	支援活動の状況
九州農政局本局	・市町村の災害対策本部へ参加し、人的支援の調整等本部業務の支援 ・被災市町村に出向き、支援物資の積み下ろしや仕分け作業の支援 ・JAグループと協力して炊き出しの支援 ・市町村が実施する罹災証明書に関する住家被害認定調査及び罹災証明書発行の窓口業務の支援 ・市町村の農地・農業用施設の早期復旧に向けた被害等調査、復旧工法等に係る技術的な指導・助言

福岡県拠点	・日本通運鳥栖流通センターにて支援物資の出入り情報を把握 ・福岡市旧青果市場跡地において、福岡市の職員と共同で支援物資の搬入搬出作業を実施 ・福岡市旧青果市場跡地に到着した支援物資の荷役と検品を実施
佐賀県拠点	・日本通運鳥栖流通センターにて支援物資の出入り情報を把握
九州農政局の その他各県拠点等 及び 九州農政局以外 の地方農政局等	・市町村が実施する罹災証明書に関する住家被害認定調査 ・市町村の農地・農業用施設の早期復旧に向けた被害等調査、復旧工法等に係る技術的な指導・助言

（４）営農再開に向けた支援

農林水産省は、平成28年５月９日に第一弾、５月18日に第二弾として被災農林漁業者への支援対策を公表しました。

第一弾のポイントとしては、

(ア)被災農業者向け経営体育成支援事業の発動

(イ)災害関連資金の特例措置の実施

（貸付限度額の引上げ、貸付当初５年間実質無利子化）

(ウ)手作業による選果、他の集出荷施設等への輸送経費等への助成

(エ)牛・豚マルキンの生産者積立金の納付免除、簡易畜舎の整備や死亡・廃用家畜に係る家畜導入等に要する経費の助成

(オ)被災農業者等の雇用支援など

平成28年熊本地震で被災された農業者の皆様へ

今般の熊本地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。皆様の営農継続に向けて、全力でお支えてまいります。

平成28年熊本地震による被災農林漁業者への支援対策のポイント

- 被災農業者向け経営体育成支援事業の発動
 - ①補助率の引上げ、
 - ②撤去費用に対する助成、
 - ③加工用施設等を対象に追加
- 農林水産業共同利用施設等の再建・修繕に対する支援
- 作物転換する際の種子・種苗の購入、農作業委託等に対する支援
- 被災した畜産農家等の地域ぐるみでの営農再開、体質強化を進める取組に対する支援
- ため池等の災害の未然防止、小規模な水路補修、復旧と一体となり「創造的復興」にも資する大区画化に対する支援
- 災害関連資金の特例措置の実施（貸付限度額の引上げ、当初5年間無利子化）
- 手作業による選果、他の集出荷施設等への輸送経費等への助成
- 牛・豚マルキンの生産者積立金の納付免除、簡易畜舎の整備や家畜導入等に要する経費の助成
- 被災農業者等の雇用支援 など

詳しくは、以下の九州農政局担当までお気軽にお問合せください。

○水稲、大豆、麦作等土地利用型農業について
生産部生産課 中井、西野 TEL096-300-6212 FAX096-211-9745
○野菜、果樹、花き、工芸作物について
生産部園芸特産課 小林、平野 TEL096-300-6250 FAX096-211-9780
○畜産、酪農について
生産部畜産課 松田、平田 TEL096-300-6278 FAX096-211-9745
○経営体育成支援事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業について
経営・事業支援部経営支援課 堀内、佐野、一本松 TEL096-300-6374 FAX096-211-9825
○災害関連資金の特例措置について
経営・事業支援部経営支援課 堀内、園田 TEL096-300-6373 FAX096-211-9825
○被災農業者等の雇用支援について
経営・事業支援部経営支援課 堀内、園田 TEL096-300-6375 FAX096-211-9825
○共同利用施設（集出荷施設、乾燥調製施設、家畜市場等）、卸売市場等
強い農業づくり交付金：生産部生産課 中井、崎屋 TEL096-300-6208 FAX096-211-9745
うち卸売市場等：経営・事業支援部食品企業課 甲斐、近藤 TEL096-300-6333 FAX096-211-9912
農山漁村振興交付金：農村振興部地域整備課 神田、原村 TEL096-300-6509 FAX096-211-9350
○農地・農業水利施設（ため池、農業用水等）
農村振興部防災課 本田、西尾 TEL096-300-6516 FAX096-211-9350
○その他全体的、横断的な相談
熊本支局ホットライン 宮川、澤田 TEL096-300-6020 FAX096-211-9589



農林水産省

九州農政局が作成したポスター及びリーフレット

また、第二弾のポイントとしては、

(ア)被災農業者向け経営体育成支援事業について、

- ・補助率の引上げ
- ・撤去費用に対する助成
- ・加工用施設等を対象に追加

(イ)農林水産業共同利用施設や卸売市場等の再建・修繕に対する支援

(ウ)作物転換する際の種子・種苗の購入、農作業委託等に対する支援

(エ)被災した畜産農家等の地域ぐるみでの営農再開、体質強化を進める取組に対する支援

(オ)ため池等の災害の未然防止、小規模な水路補修、復旧と一体となり「創造的復興」にも資する大区画化に対する支援

(カ)山地の復旧支援、木材加工施設の再建に対する支援

(キ)水産荷さばき施設等の再建・修繕に対する支援

等となっています。

九州農政局では、支援内容を早期に周知するため、連絡先を分かりやすく記載したポスターやリーフレットを作成・配布するとともに、NHKテレビ放送の画面テロップに、農林水産省の支援対策を掲載していただくなど、きめ細かな対応を行いました。加えて、九州管内の各県拠点等に配置されている地方参事官室にはホットラインを設置し、直接、個々の農業者等からの問合せに対応できる窓口体制を整えました。

主な支援行動としては、熊本県、JA熊本中央会及びJA熊本経済連と水田営農再開連絡会議を設置し、被災地の営農再開に向けたキャラバンを実施しました。

園芸作物についても、営農再開に向けた現場支援活動のキャラバンを行うとともに、温室の復旧、作物の樹勢低下やかんしょ貯蔵庫の復旧に関して農研機構の専門家による現地活動を行いました。

また、県や農業関係団体、国等の関係者が一体となって「熊本地震後園芸作物営農開始支援タスクフォース」を開催し、問題解決に向けた取組を開始しました。

畜産については、関係対策を周知するキャラバンを実施するとともに、県や関係団体と連携して農家個々の復旧に向けフォローアップを実施しました。

被災農業者から問合せの多い被災農業者向け経営体育成支援事業については、各市町村において事業説明会を実施しました。

農地や農業用施設については、各地方農政局から農業土木技術職員等を熊本県内市町村へ派遣し、被害状況を把握するとともに、復旧・復興に向けた技術的な指導・助言、災害査定に向けた事務手続き等、早期復旧に向けて支援を行いました。

一方、被害を受けた農地海岸（^{ほうたく}飽託海岸、他6海岸）については、熊本県の要請を受け農林水産省が直轄代行事業として実施することを決定しました。

被災した農業水利施設のうち約2,000haが断水していた菊池台地地区では、土地改良区等が迅速な応急工事を実施し国営幹線水路からの取水が可能となったほか、県営以下の施設についても被災後速やかに復旧を完了し営農再開が図られています。

2 日本産農水産物・食品輸出商談会inバンコク2015

九州地域では、タイへの輸出拡大を図るため、日本貿易振興機構（ジェトロ）が平成27（2015）年9月17日に開催した商談会（日本産農水産物・食品輸出商談会inバンコク2015）に九州農業成長産業化連携協議会（以下「連携協議会」という。）として一体となって参加し、タイ側の多くのバイヤーと商談を行いました。

九州農政局も、九州各県と農業界、経済界が連携した取組みである同商談会を支援しています。

（１）オール九州での輸出促進への取組

連携協議会は、九州の農業関係者と九州内外の経済界とが連携を図り、経営力強化と、各農林水産物の加工・販売・輸出等の拡大を図ることを目的に設立されています。農林漁業団体、農業法人、農林漁業者、経済団体、様々な業種の企業、研究機関、行政機関等が会員となり、九州農政局も他の機関と共に事務局を担当しています。

各県が単独で海外で商談会を開催する場合は、コスト面で割高となることや、規模が小さく大きな効果が得られないことがあります。このため、九州地域が一体となって連携協議会を設置し、大規模な商談会に参加することにより、一層の多様な結び付きが得られることが可能となります。今回の商談会は平成25（2013）年度の香港、平成26（2014）年度のシンガポールに続いて、アジアでの3回目の参加です。

（２）バンコク市内のバイヤーへの訪問

商談会の前日、ジェトロバンコク事務所等から、タイにおける日本食市場の現状や、商談会に出席を予定しているバイヤーの情報等の説明を受けた後、バンコク市内の外食事業者、小売業者及び卸売業者を訪問しました。

九州農政局も出展者とともに、バンコク市内の日系卸売業者を訪問し、タイでの日本産農水産物・食品の販売状況等の説明を受けた後、輸出拡大に向けた意見交換を行いました。



卸売業者の倉庫に保管された日本産等食品

この現地バイヤー訪問に関しては、後日出展者に対して行ったアンケート調査で、「現地の状況がより詳しく理解できた」など、好評を得ました。

（３）商談会の概況

商談会には、日本から九州の19団体を
含む39の出展者と、現地の輸入業者、卸
売・小売業者、外食事業者のバイヤー（以
下「バイヤー」という。）等を合わせて
232名の来場がありました。

日本の出展者は、試食や調理方法の説
明を交え商品のアピールを行い、現地の
バイヤーも商品の特徴や価格等を熱心に
聞き入っていました。



タイ(バンコク)での商談会の様子

特に、多くのバイヤーが、タイの現地では生産できない日本産品に興味を示
していました。ただし、現地のバイヤーからは、「1日限りの商談会では、成
約まで持っていくことは厳しい。せめて2日間程度の開催が望ましい。」との
声もありました。

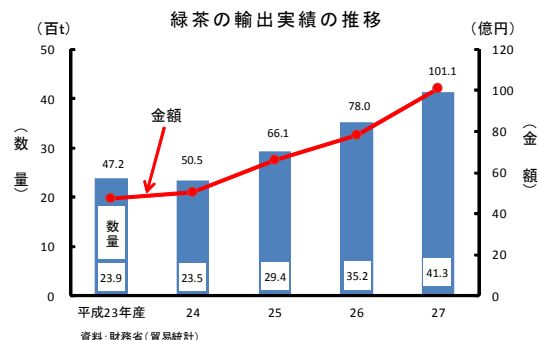
また、バイヤーからは、「試食をして感じたことだが、現地の嗜好に合わないものもあり、事前に相手国の嗜好等を把握することが、成約に至る一つの要
因になるのではないか」、「輸出業者等をはじめとした商流の確立を早期に行
っていくべき」、との意見もありました。

九州農政局では、今後も引き続き、輸出相手国の情報提供や輸出に関する様
々な相談に対応するとともに、効果的な商談会の開催等を関係機関と連携して
支援してまいります。

3 茶の輸出促進のための病虫害防除について

(1) 茶の輸出の状況

平成25（2013）年に「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、近年、海外で和食への関心が高まっています。特に、緑茶の需要は増加傾向にあり、茶の輸出が増加しています。



(2) 茶の輸出の課題

高品質の農産物を安定生産するためには、病虫害を適切に防除することが不可欠であり、そのために農薬防除が広く用いられています。一方、農作物の農薬成分が人畜に被害を及ぼさないように、各国において、農薬の使用実態等を勘案して残留する農薬成分の許容値（残留農薬基準値）が定められています。輸出相手国によっては、茶が栽培されていないため、使用できる農薬の種類が少なく、使用できる農薬であっても日本と基準値が異なるものもあり、輸出向けの茶に使用可能な農薬は限定されます。このように、輸出に当たっては、相手国の残留農薬基準値への対応が重要な課題となっています。

(3) 農林水産省の対応

輸出は、新たな市場の開拓になるため、輸出に対する産地の期待は大きいものとなっています。

農林水産省では、農産物の輸出促進を図るため、輸出相手国での残留農薬基準値に適合するよう、農薬等の使用を低減する新たな防除体系の確立を目指しています。そのため、「農産物輸出促進のための新たな防除体制の確立・導入事業」を実施し、病虫害防除マニュアル[※]の作成や現地説明会の開催による普及に取り組んでいます。



「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した日本茶の病虫害防除マニュアル」

※ 「残留農薬基準に対応した病虫害防除マニュアル」を農林水産省ホームページに掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/syoutan/syokubo/boujyo/zannou_manual.html

(4) 具体的な取組事例

茶の産地では、輸出のための防除体系の確立と普及を進めています。具体的な取組事例として、福岡県の八女地域では、輸出用栽培のための防除暦や、栽培・加工マニュアルを作成しています。

また、鹿児島県志布志市では、総合的病虫害・雑草管理による防除体系（IPM[※]）の確立・導入に取り組んでいます。

【EUへの輸出に向けた取組事例（福岡県八女地域）】

EUの残留農薬基準に適合した茶の生産技術の確立と普及のために、輸出用茶栽培のための防除暦に加え、栽培・加工マニュアルを作成し、生産者の意識向上を図っています。

収量・品質をできるだけ維持し、生産者への負担を可能な限り少なくして、輸出先の残留農薬基準に応じた防除暦の拡充を行っています。

平成22年度輸出用「福岡の八女茶」病虫害防除体系

玉露は山間地で一番茶のみ、煎茶は平地および山間地で二番茶までを収穫

福岡県

		平地地					山間地					伝統本玉露園				
月	旬	煎茶園					煎茶園					伝統本玉露園				
		基 基	農薬名	希釈 希釈 倍率	散布量 散布量 L/10a	摘採前 摘採前 日数	基 基	農薬名	希釈 希釈 倍率	散布量 散布量 L/10a	摘採前 摘採前 日数	基 基	農薬名	希釈 希釈 倍率	散布量 散布量 L/10a	摘採前 摘採前 日数
2	上	□	オマイト	1,500	400	春期 萌芽前	□	オマイト	1,500	400	春期 萌芽前	□	オマイト	1,500	400	春期 萌芽前
	中															
	下															
3	上	■	バロック	2,000	400	14 萌芽前 28	■	バロック	2,000	400	14 萌芽前 28	■	バロック	2,000	400	14 萌芽前 28
	中	□	エタックオイル	80	400	春期 萌芽前	□	エタックオイル	80	400	春期 萌芽前	□	エタックオイル	80	400	春期 萌芽前
	下															
4	上	□	カスケード	4,000	300	7	□	カスケード	4,000	300	7	□	コネツ	2,000	300	7
	中															
	下															
5	上															
	中	□	スプリサイド	1,000	1,000	(21)	□	スプリサイド	1,000	1,000	(21)	□	スプリサイド	1,000	1,000	14
	下	■	コネツ	2,000	300	7	■	コネツ	2,000	300	7					
6	上															
	中															
	下															
7	上	■	キラップ スタークル	2,000 2,000	300	7	■	キラップ スタークル	2,000 2,000	300	7	■	キラップ スタークル	2,000 2,000	300	7
	中	□	アブメーヌ	1,000	1,000	14	□	アブメーヌ	1,000	1,000	14	□	アブメーヌ	1,000	1,000	14
	下	□	ダコニール	700	300	10										

資料：輸出用茶の栽培暦

【IPMを活用した取組事例（鹿児島県志布志市）】

ありあけちよう
有明町茶業振興会有明茶IPM研究会[※]では、スプリンクラーを利用した節水散水法によるクワシロカイガラムシの密度抑制や、天敵などの生物農薬、病害抵抗性品種の導入など多様な防除技術を組み合わせた総合的な防除体系を実践しています。



スプリンクラーによる散水

※ IPM : Integrated Pest Management



高圧水風防除機

IPMの導入により、農薬使用回数を削減することで、アメリカの残留農薬基準値をクリアしています。

さらに、農薬使用を削減するため、害虫を除去する高圧水風機や吸引機も普及しており、アメリカ以外の国へも輸出が広がっています。

※ 平成21（2009）年に総合防除実践・志向農家21名で設立。

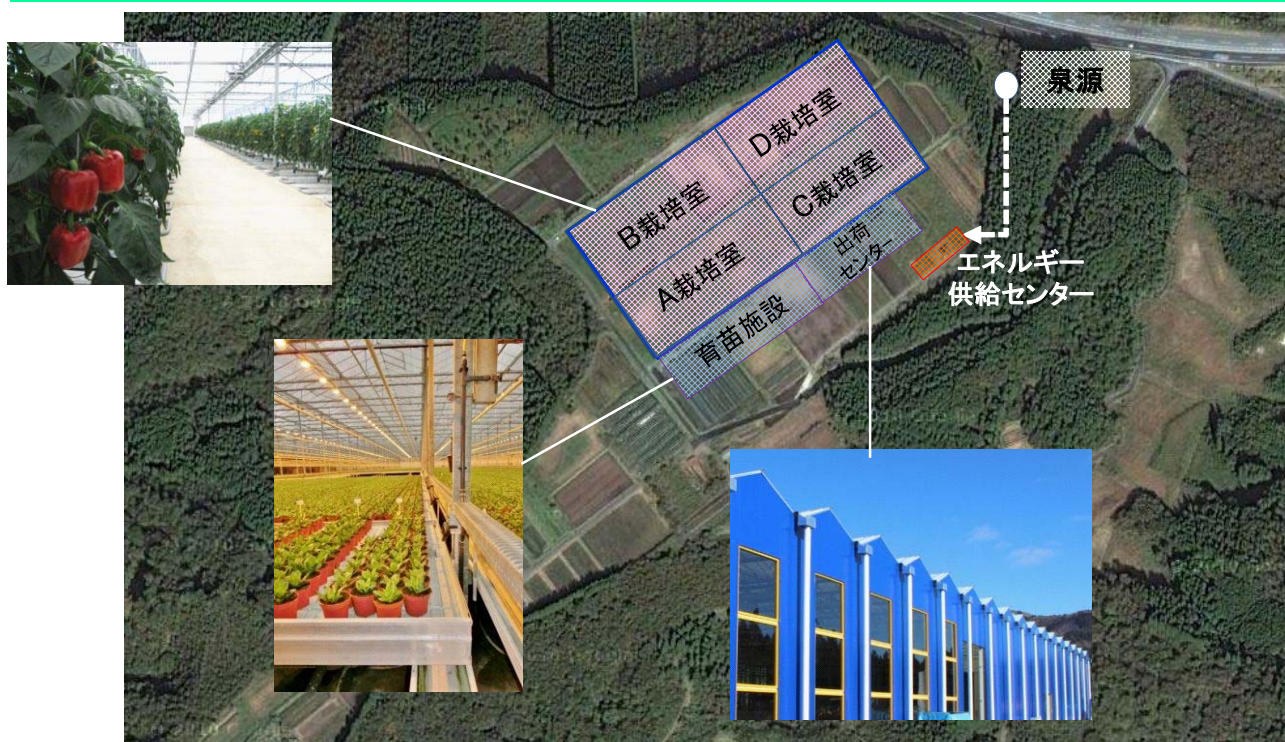
4 次世代施設園芸「大分県九重町」の整備

燃油価格が大きく変動する中で、施設園芸では、重油代が経営費の大きなウェイトを占めています。

このような中、生産者である株式会社タカヒコアグロビジネス、大分県、九重町、実需者等が参画する大分県次世代施設園芸推進協議会は、標高700mの高地に位置し、夏場は冷涼で、利用可能な地熱エネルギー（泉源）が安定的に確保できる九重町野矢地区に、エネルギー供給から生産、出荷までを一気通貫して行うことのできる次世代施設園芸拠点を整備しています。

この地熱エネルギーの利用が、重油代を削減する技術として注目されています。本拠点では地熱エネルギーを利用した温室と高度な環境制御により、パプリカの周年栽培を可能としています。

大分拠点の整備概要（計画図）



今後は、本拠点を参考にした農業分野における地熱エネルギーの利用方法について、地熱エネルギーが豊富な地域への普及に期待が持たれます。

また、本拠点の円滑な運営に向けて、大分県を中心とした大分県次世代施設園芸推進協議会の構成員が、大規模施設園芸を行う上で必要となる知識の提供や、技術支援を行います。このように、地場企業と地域生産者、行政が一体となり、栽培やエネルギー利用にとって優位性のある立地を活かした大規模で持続可能な園芸生産団地の整備を行い、生産性の高い経営を実践する取組は、地

域農業の発展に貢献するものとして期待されています。

【次世代施設園芸とは】

農林水産省では「攻めの農林水産業」の一環として、我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させる視点から、施設の大規模集約によるコスト削減や、高度な環境制御技術による周年・計画生産を行い、所得の向上と地域雇用の創出を実現することとしています。

また、近年の燃油価格の変動を踏まえ、安定的に供給可能な地域エネルギーを活用することで、エネルギーの地産地消を進め、化石燃料依存からの脱却を目指します。現在、全国で10か所の次世代拠点の整備が進められています。

また、同じく次世代施設園芸拠点として、宮崎県国^{くに}富^{とみ}町^{ちやう}においては木質バイオマスを活用して、ピーマンやきゅうりの周年・計画生産に取り組んでいます。

5 加工・業務用野菜流通セミナー(九州ブロック)の開催

加工・業務用野菜は、近年需要が伸びている一方で、輸入品も増加傾向にあることから、国産野菜のシェア拡大を図っていくことが重要です。このためには、野菜の生産、流通・加工、販売の各段階での課題に取り組んでいくことが必要であり、生産段階では欠品を出さずに安定供給を、流通・加工段階では安定的な原材料の確保を、販売段階では消費者ニーズにあった商品開発を行っていくことが課題となっています。

九州農政局では、これら課題の克服や関係者相互のコミュニケーションマッチングを行うため、平成 27 (2015) 年 11 月 12 日、加工・業務用野菜流通セミナーを熊本市内で開催しました。セミナーでは、生産者、流通業者、食品製造業者の方から事例発表をしていただきました。



セミナーの様子

【農事組合法人 TAC やつしろ^{やつしろし} (熊本県八代市)】

生産者から見た加工・業務用野菜！ ～全てはお客様のために～



代表理事 野田成之^{の だしげゆき}氏

お客様の期待に応えた農産物の供給に努めていくことを経営目標に、平成 14 (2002) 年に「農事組合法人 TAC やつしろ」を立ち上げました。

異常気象等による品質低下や欠品による外国産への転換に対して、ハウス栽培やトンネル栽培等の徹底により、お客様の期待に応えた農産物の安定供給に努めていきたいと考えています。

これからも契約先と強い信頼関係を結べるか、いかにして要望に応じていくかが課題ですが、これからは生産者と実需者をつなぐ中間事業者が重要になると考えています。

今後も生産技術の向上、お客様に信頼される産地づくりを目指していきます。



レタスのハウス栽培

【西日本フレッシュフーズ株式会社（熊本県益城町）】

売れる加工・業務用野菜！ ～今こんな野菜が人気No.1～



代表取締役社長
しが やすとも
志賀泰友氏

各地でカット野菜の需要が多いことを受け、業務用及び市販用カット野菜の製造を行う会社を、平成26年に熊本県益城町に設立しました。課題である原材料の確保は、自社農園と地元農家との契約栽培を中心に確保しており、契約農家とは全量買い付けで信頼関係を築いています。



1次加工品

今後、種苗会社との連携により新たな品種改良を行い、ニーズに応えた、品種にこだわった生産・流通を心掛けたいと考えています。地元の食材を地元の方々が地元の加工場で製造し、地元のお客様に提供する、まさに「地元づくし」を目指しています。

【株式会社サラダクラブ（佐賀県鳥栖市）】

食品製造業者としての課題！ ～課題・克服・その秘訣とは～



とす
鳥栖工場次長
こみやまさかず
小宮正和氏

生活スタイルの変化に伴い、野菜の新しい食べ方を広げることをコンセプトにパッケージサラダ（カット野菜）を製造・販売しています。食卓に「安心」、「便利」、「彩り」、「エコ」をお届けできるよう取り組んでいます。当社のこだわりとして、パッケージにメニューの提案・レシピを掲載したり、売場にパネルを展示するなど、野菜を美味しく食べていただくための提案を続けています。消費者は安全・安心はもとより、品質や衛生にも感心がありますので、生産者の方々にも、より一層の「安心・安全」を届けていただくようお願いしています。今後もパッケージサラダでお客様の健康と豊かな食卓をお手伝いするブランドを目指していきます。



量販店での売場風景

6 有限会社三^{さんしんや}清屋の「薩摩黒豚」がフード・アクション・ニッポン アワード2015の大賞を受賞

(1) フード・アクション・ニッポン アワードとは

全ての国民が一体となって国産農林水産物の消費拡大の機運を高めることを目的として、平成20（2008）年度に農林水産省が「フード・アクション・ニッポン」を立ち上げました。

「フード・アクション・ニッポン アワード」とは、国産農林水産物の消費拡大に寄与する事業者・団体等の優れた取組を表彰し、受賞した取組を全国に発信することにより、事業者・団体等によるさらなる取組を促進することを目的として創設された表彰制度です。

この表彰制度によって、多くの消費者が、国産農林水産物を選択して食べ、生産者の方々がより多くの国産農林水産物を作れるようになるといった好循環の創出が期待されます。



(2) 九州管内で大賞受賞

第7回フード・アクション・ニッポンアワード2015は、「大賞」1件、「部門最優秀賞」5件、「優秀賞」40件のほか、「食べて応援しよう！賞」5件、「インバウンド賞」5件、「審査委員特別賞」5件が選考され、平成27（2015）年11月19日、森山農林水産大臣出席のもと、表彰式が開催されました。

また、最高賞である大賞は、鹿児島県^{かのやし}鹿屋市の有限会社三清屋の「薩摩黒豚」が受賞しました。



表彰式の様子（前列中央が（有）三清屋の田中社長ご夫妻）



同（小泉実行委員長と田中社長ご夫妻）

【(有)三清屋（鹿児島県鹿屋市）】

(有)三清屋では、鹿児島県大隅半島高隈山系の山林を開拓した、1万8,000㎡の自然牧場（夢牧場）にバンガロー風の豚舎を建て、年間約350頭の薩摩黒豚（純粋六白黒豚）※1を手間隙かけてじっくり8～9か月育て出荷しています。

創業の平成元（1989）年から、餌には成長ホルモン剤や抗生物質などを一切使用していません。また、地元の生産農家から調達した大豆、とうもろこし、麦などの有機栽培作物や自家生産しているかんしょを自社で配合し与えています。

飲み水は地下86mからボーリングしてくみ上げた天然ミネラルアルカリイオン水を使い、豚が飲みたいときに飲みたいだけ飲める環境にしています。

また、豚舎内には鹿児島特有のシラス土壌※2を敷き、独自に開発したバイオ菌（好気性バクテリアを増やす菌）を散布して、豚のふん尿を自然分解・発酵させています。そして、その堆肥は自家のかんしょの有機栽培に活用しています。

このような環境保全型農業の取組や飼育方法が評価され、平成27（2015）年3月には黒豚として日本初の有機畜産物のJAS規格※3についての認証を取得しました。現在、この認証で月5頭のJASオーガニック黒豚を出荷できるようになりました。

この黒豚の肉は、きめ細かく歯切れが良いコクのある甘い味で、この味に魅了され、リピーターになる人も多くいます。

今後は、配合する有機栽培作物の割合をさらに増やし、JASオーガニック黒豚認証の出荷頭数も増やし、更には輸出も視野に入れていきたいと考えています。これからも食卓に安全・安心・美味・健康というメッセージを届けていきます。



薩摩黒豚と田中社長



黒豚加工品の手造り工房

※1 黒豚は、食肉小売品質基準で、「パークシャー純粋種の豚肉のみを「黒豚」と表示できるものとする。」と定義されている。

※2 九州南部一帯に厚い地層として分布する細粒の軽石や火山灰。水はけは良いが栄養分に乏しい。

※3 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与すること、及び動物用医薬品の使用を避けることを基本とした、有機畜産物の生産方法等の基準。

7 国営緊急農地再編整備事業「^{やっかんがわ}駅館川地区」に着手

(1) 地域の概要

駅館川地区は、大分県宇佐市の^{うさし}安心院盆地を中心とする中山間地域に位置し、年間降雨量が1,600mm程度と少なく、地形も急峻なため、常に干ばつ被害にさらされながらの零細な営農を実施してきた地域であります。



駅館川地区の位置図

昭和41（1966）年度～昭和55（1980）年度に国営総合農地開発事業により山林原野を開墾し、農地、農業水利施設等が整備されました。

このことにより宇佐市^{あじむまち}安心院町（旧宇佐郡安心院町）の農業産出額は約2倍になり、栽培品目も大きく変化しました。特にぶどうの栽培面積は大きく増加して、西日本有数のぶどう産地が形成されました。



安心院盆地



農地開発造成団地

(2) 地域の課題

国営総合農地開発事業完了後約40年を経過し、近年では農業従事者の高齢化が進行するとともに、耕作放棄地の増加や農業水利施設の老朽化に伴う破損事故等により、維持管理費が年々増大するなど課題を抱えています。



管水路の漏水



耕作放棄地

（３）地域農業の新たな展開

大分県では儲かる農業の実現を目指し、県内外の企業的经营体の誘致を積極的に推進しています。

宇佐市においては、醸造用ぶどう、茶等を栽培する農業生産法人が既に参入しており、宇佐市を含む関係市・県と企業との間で、茶産地育成に関する協定を結び、茶の産地化に向けた取組を進めています。

また、地域資源を活用したぶどう栽培の農業体験や農家民泊などグリーン・ツーリズムの展開により都市と農村の交流を進めています。



醸造用ぶどう



茶園

（４）事業の目的と概要

平成27（2015）年度着工の国営緊急農地再編整備事業「駅館川地区」では、区画整理及び農業用排水を一体的に整備することにより、耕作放棄地を含めた農地の土地利用を計画的に再編し、担い手への農地の集積を進め、耕作放棄地の解消・発生防止により農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的としています。

関係市町	大分県宇佐市
受益面積	区画整理：243ha 農業用排水：802ha
事業期間	平成27年度～平成34年度（予定）
事業費	120億円（平成25年度単価）
主要工事	区画整理：243ha 用水路工：6路線 L＝31km 揚水機場（改修）：5箇所

事業概要



安心院ワインまつり



安心院ワイン

8 活発な火山活動と九州農業を直撃した台風被害

(1) 活火山の活動

九州地方には、全国にある110の活火山のうち、17の活火山があります。過去には、広範囲に被害を与えた巨大噴火が数万年～数千年ごとに起きており、有史以降にも大きな火山災害が幾つもありました。

平成27（2015）年度はまず5月29日に鹿児島県屋久島町の口永良部島の新岳が爆発的噴火しました。これを受け気象庁は噴火警報を発表し、噴火警戒レベルを3（入山規制）から全国初の5（避難）に引き上げました。町は住民全員の全島避難を指示し、幸いなことに大きな人的被害もなく、同日夕方までには全島避難が完了しました。以降、長期間の避難生活となりましたが、一部地域を除く避難指示解除となった12月25日より、帰島が始まっています。



出典：口永良部島の火山活動解説資料（平成27年5月）

この間、放牧中の牛の健康問題など、生産者の懸念はありましたが、全島避難の中、屋久島の共同牧場へ子牛の移動も行われ、生産者の経済的損失の一部が回避されました。

また、鹿児島県の桜島は、爆発的噴火が年間737回を数え、昭和30（1955）年の観測以降5番目に多い噴火となりました。8月15日には、島内を震源とする地震が多発し、急激な地殻変動の観測により、規模の大きな噴火が発生する可能性が高まったとして、噴火警戒レベルが3から4（避難準備）に引き上げられ、火口周辺3キロ内の51世帯77人に避難勧告が発令されました。その後、心配された大規模噴火もなく活動も以前の状態に戻っていると判断され、9月1日にレベル3に、さらに11月25日にはレベル2に引き下げられましたが、平成28（2016）年2月5日には142日ぶりの爆発的噴火が発生し、再びレベル3に引き上げられたところで



出典：桜島の火山活動解説資料（平成25年8月）



種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難
			レベル4 避難準備
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制
			レベル2 火口周辺 規制
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山である ことに留意

出典：気象庁ホームページより

す。

桜島周辺地域においては、これまでも降灰や火山ガスにより野菜、果樹等に被害が及んでいることから、第14次防災営農施設整備計画に基づく、経営安定や地域農業の健全な発展のため対策が進められています。

さらに、熊本県の阿蘇山^{あそさん}では、平成26（2014）年11月25日の噴火以降、現在も噴火と噴火停止を繰り返す特有の状況が続いています。

9月14日の噴火は、最高噴煙高度が2千mに達し、噴火警戒レベルが2（火口周辺規制）から3に引き上げられました。その後、11月24日に火口から1kmを超える範囲に影響を及ぼす噴火が発生する可能性は低くなったとして、レベル2へ引き下げられました。



出典：阿蘇山の火山活動解説資料（平成26年11月）

阿蘇山の噴火による降灰の範囲は、風向きによって熊本県内はもとより、大分県、宮崎県の一部地域にも及ぶことがあります。このため、熊本県は活動火山対策特別措置法に基づく防災営農施設整備計画の作成、変更を行い、桜島や霧島山^{きりしまやま しんもえだけ}の新燃岳と同様に、農作物等の被害を防ぐ降灰対策の事業を活用した取り組みを行っています。

このほかにも九州には、鹿児島県の諏訪之瀬島^{すわのせじま}など活発な活動を続けている火山があるため、今後もこれら火山の活動状況を注意深く注視していく必要があります。

（参考：近年の火山噴火による農作物への降灰状況）



たまねぎ（H23.1 新燃岳噴火）
H23.1.27 宮崎県日南市



さといも（H25.8 桜島噴火）
H25.8.19 鹿児島県鹿児島市



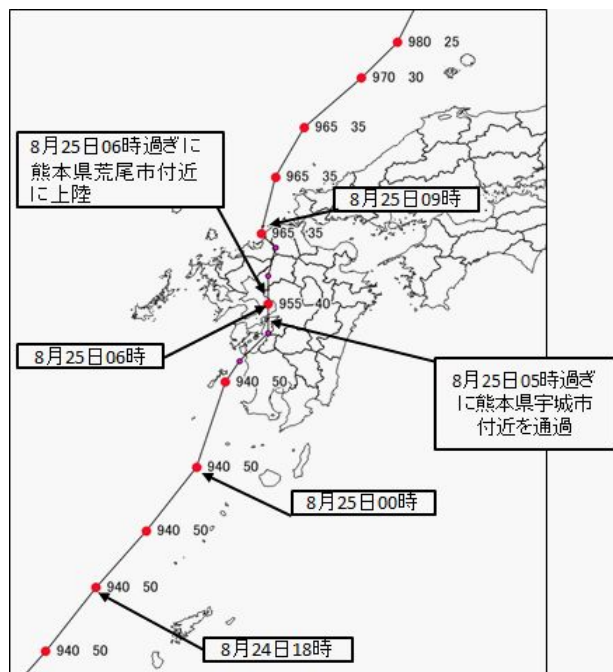
キャベツ（H26.11 阿蘇山噴火）
H26.11.28 熊本県山都町

（２）台風第15号の襲来

平成27（2015）年8月24日、熊本県に16年ぶりに上陸した台風第15号は、25日にかけて九州の南海上から北部地方を縦断しました。最大瞬間風速が40m/sを超えた地域や、時間雨量が80mmを超えた地域など、九州各地が暴風と大雨になり、農作物、ビニールハウス、農地、農業用施設等に大きな被害をもたらしました。

九州の農業関係だけでも被害額は110億円を超え、これに林野、水産を合わ

せると被害額は180億円を超えました。これは、全国の被害額の約7割にあた



出典：気象庁ホームページより

ります。農業関係の被害状況を各県別にみると、台風の勢力が強い時に進路の右側に位置した熊本県が54億円と一番大きく、次いで、鹿児島県、福岡県の順となりました。また、被害の種類としては、野菜、果樹を中心とした農作物の被害が最も大きく、次いで、園芸関係のビニールハウス施設等となっています。農作物では、特に収穫期と重なったくりやなしが、落果や傷果及び樹体損傷により大打撃を受けました。

農林水産省としては、被災された農業者等が早期に営農を再開できるように、

また、引き続き営農を継続していけるように、災害復旧事業の促進、共済金等の早期支払い、経営体育成支援事業の優先採択による農業経営の改善に必要な施設の導入支援、果樹の改植への助成等の対策を講じました。

気象庁によると、将来、非常に強い熱帯低気圧の数は増えると予測されている研究が紹介されており、今後、予想を超えた台風被害をもたらす恐れもあります。これまで以上に生産者や産地、国をはじめとした関係機関等が防災、減災に努めることが必要であり、被災時に迅速に復旧できるような足腰の強い農業を目指していくことが重要です。

(参考：台風第15号による農作物等の被害状況 平成27(2015)年8月)



大豆 倒伏
ちくじょうまち
(福岡県築上町)



れんこん 茎葉の損傷
しらいしちよう
(佐賀県白石町)



おくら 茎葉の損傷
あまくさし
(熊本県天草市)



花き施設 損壊
こうさまち
(熊本県甲佐町)



なし 落果
ゆくはしし
(福岡県行橋市)



くり 枝折れ
くにとみちよう
(宮崎県国富町)

9 高千穂郷・椎葉山地域（宮崎県）が世界農業遺産に認定

（１）世界農業遺産（GIAHS※¹）とは

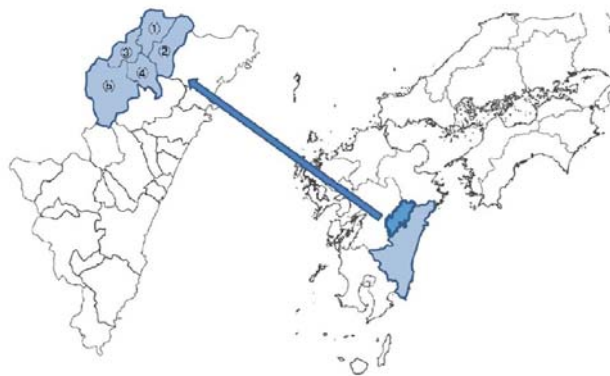
世界農業遺産（GIAHS）は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ※²、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農林水産業システムを国連食糧農業機構（FAO※³）が認定する仕組みです。

（２）高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産に認定される

平成27（2015）年12月15日、FAO本部（ローマ）において開催されたGIAHS運営・科学合同委員会で、「高千穂郷・椎葉山地域」（宮崎県）など日本が申請していた3地域が新たに世界農業遺産に認定されました。



認証式の様子（ローマ）



高千穂郷・椎葉山地域位置図

高千穂郷・椎葉山地域は、九州地方の中央部、九州山地北部に位置する標高1,000～1,700mの険しい山々に囲まれた山間地で、①高千穂町、②日之影町、③五ヶ瀬町、④諸塚村、⑤椎葉村の3町2村から成ります。

平地が極めて少ない環境下において、森林からの水や有機物等の資源供給を巧みに利用した特徴的な農林業システムが形成されており、今回の世界農業遺産の認定は、山間地農林業複合システムを通じた森林保全管理が生み出す持続的な農林業が認められたものです。

※¹ GIAHSは、Globally Important Agricultural Heritage Systems の略

世界15か国36地域が認定されており、日本では8地域が認定されている。（平成28（2016）年1月1日現在）

※² 世界農業遺産においては、「土地の上に農林水産業の営みを展開し、それが呈する一つの地域的まとまり」。

※³ FAOは、Food and Agriculture Organization of the Nations の略
世界の農林水産業の発展と農村開発に取り組む国連の専門機関。

ア 伝統的な焼畑農業

森林の伐採後に下草を焼き払って耕地を作り、そば、ひえ、小豆、大豆等を4年程度栽培し、また20年から30年かけて森林に戻し地力を回復させた後、再び焼畑を行う循環的なシステムが構築されています。



はしゆ
焼畑に播種する様子

イ 木材生産としいたけ栽培

高千穂郷・椎葉山地域では、土地の特性に合わせて、用材生産のためのスギ・ヒノキの針葉樹林、しいたけ栽培用の落葉広葉樹林、天然林として残す照葉樹林と植生を区分して利用しています。

この結果、モザイク林相の景観を形成するとともに、乾しいたけ生産量が全国2位の宮崎県の過半数を生産する地域となっています。



針葉樹と広葉樹、照葉樹によるモザイク林



しいたけのホダ場

ウ 日本有数の棚田農業を形成

高千穂郷・椎葉山地域は、急峻な山間地である上、河川の多くが深い溪谷となっており農業用水確保が困難でした。このため、地域の人々により山の斜面に水路を構築する山腹水路網と棚田の建設が進められました。

現在では、500kmを超える山腹水路網と、1,800haを越える棚田が作られ、「日本の棚田百選」にも選ばれています。



棚田の風景

エ 持続的な農業システムによって守られる生物多様性

高千穂郷・椎葉山地域は、希少な動植物の生息地ともなっており、適切な森林管理と、棚田やそれを支える山腹水路によって、ニホンカモシカやクマガイソウ、キエビネ等、数多くの希少種が生息しています。



総延長500kmを越す山腹水路網



クマガイソウ

オ 農林業にまつわる伝統文化

本地域は、古事記、日本書紀における天孫降臨の地として多くの神話・史跡とともに、山の神を^{まつ}祀り、農耕古神事、五穀豊穡などを願う「^{かぐら}神楽」など農林業と結びついた貴重な民俗文化が伝承されています。

こうした伝統文化と生活の^{いしづえ}楚となっている森林を次代に受け継ぐため、昭和63（1988）年より「フォレストピア構想（Forest-Utopia: 森林理想郷構想）」の下、森林とそれによって育まれた伝統文化の保全、新たな文化の創出、都市農村交流が進められています。

その担い手を育成することを目的として、全国初の公立中高一貫教育校となる「フォレストピア学びの森 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校」が設立され、伝統文化の継承に向けた取組が行われています。



伝統文化「神楽」



五ヶ瀬中等教育学校

（３）九州における世界農業遺産認定の状況

九州ではこの他に、阿蘇^{あそ}地域（熊本県）と国東半島^{くにさき}宇佐^{うさ}地域（大分県）の２地域が、平成25（2013）年５月に世界農業遺産の認定を受けています。

阿蘇地域は、世界最大級のカルデラ周辺に広がる草原を、放牧、採草、野焼きなどを行うことで維持し、生物多様性や農村景観の保全と、農耕祭事「火振り^{ひふり}神事^{しんじ}」など伝統的な農村文化の継承が行われています。

世界農業遺産の認定を受け、農産物のブランド化や県産木材の利用拡大を図るとともに、市民参加による草原維持活動等、特徴的な農業システムの継承に向けた取組が行われています。



野焼きの様子（撮影：石井高雄）



火振り神事（提供：阿蘇地域世界農業遺産推進協会）

国東半島宇佐地域は、クヌギを利用した原木しいたけの栽培による循環型農林業を実施し、日本一の乾しいたけ生産地の^{大分県}における有数の産地となっています。また、降雨の少ない環境下で小規模なため池を水路で連携させたことによる効率的な水利用が地域の人々によって継承されています。

世界農業遺産認定後も、森林の保全や「御神幸祭^{ごしんこうさい}」など農耕にまつわる伝統文化の継承に取り組むとともに、グリーン・ツーリズム等による都市と農村の交流活動や他の認定地域との交流等が行われています。



クヌギ原木を利用したしいたけ栽培（左）と、ため池（右）（提供：国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会）

今後、それぞれの認定地域において、保全・活用計画（アクションプラン）に基づき、遺産の保全と持続的な利用を促進していくとともに、九州３地区が連携して、人を呼び込むための観光客誘致や、農産物のブランド化などを通じた地域経済の活性化が期待されます。